

令和8年度自治体DXサポート強化業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

令和8年度自治体DXサポート強化業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

別紙「令和8年度自治体DXサポート強化業務委託仕様書」による。

3 契約上限額

22,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託の期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 参加資格要件

本業務に関する企画提案競技参加者は、単独企業又は本業務受託のために結成された共同企業体であり、それぞれ次に掲げる参加資格の要件の全てを満たしている者とする。

(1) 単独企業

ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）（以下「要綱」という。）第2条に規定する入札参加資格を有する者のうち、営業種目が「電算業務」の者、又はこの委託業務と同種、同規模程度の業務の実績を有する者。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。

エ この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。

オ 県税に未納がないこと。

カ 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。

キ 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住しているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

ク 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当の受託実績があること。

(2) 共同企業体

ア 共同企業体を構成する事業者全てが、上記(1)のアからキまでの要件を満たすこと。

イ 共同企業体を構成する少なくとも1つの事業者が、上記(1)クの要件を満たすこと

ウ 共同企業体を代表する事業者を選出し、応募に関する一切の手続を行うこと。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

(1) 配布資料

ア 令和8年度自治体DXサポート強化業務委託企画提案競技実施要領

イ 令和8年度自治体DXサポート強化業務委託仕様書

ウ 審査基準表

エ 応募様式集

オ 令和8年度自治体DXサポート強化業務委託契約書案

(2) 配布元

宮崎県総合政策部デジタル推進課地域デジタル担当

〒880-8501宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話番号：0985-26-7046

メールアドレス：digital-suishin@pref.miyazaki.lg.jp

(3) 配布期間

令和8年5月1日(金曜日)から令和8年5月27日(水曜日)まで

7 スケジュール

(1) 公告

令和8年5月1日(金)

(2) 質問等の締切

令和8年5月15日(金)

- | | |
|----------------------|------------------|
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和8年5月22日(金)午後5時 |
| (4) 企画提案書の提出締切 | 令和8年5月27日(水)午後5時 |
| (5) 審査 | 令和8年6月2日(火) |
| (6) 審査結果の通知・受託業者決定 | 令和8年6月3日(水) |
| (7) 事業開始 | 令和8年6月中旬～ |

8 企画提案競技への参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、様式第1号「令和8年度自治体DXサポート強化業務委託企画提案競技参加申込書」を提出するものとする。

また、代理人を定める場合は、様式第2号「委任状」を併せて提出すること。

- (1) 提出先：16に記載のとおり
- (2) 提出方法：持参又は送付
(送付の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)
- (3) 提出期限：令和8年5月22日(金)午後5時まで(必着)

9 企画提案書等の提出

- (1) 提出先：16に記載のとおり
- (2) 提出方法：持参又は送付(送付の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)
- (3) 提出期限：令和8年5月27日(水)午後5時まで(必着)
- (4) 提出書類

ア 企画提案競技申請書(様式第5号) 1部

イ 見積書(任意様式：各委託業務の積算内容がわかるように記載すること) 1部

ウ 会社概要(任意様式) 1部

エ 業務実績(任意様式：過去5年以内の地方公共団体との契約実績) 1部

オ 企画提案書(任意様式) 9部

※審査基準表の各項目に従って提案内容をわかりやすく記載すること

※A4判の大きさを作成し、20ページ程度にまとめること。A3判を折りたたんで使用してもよい。

カ 参考資料やカタログ等(必要に応じて) 9部

※プレゼンテーションに用いるスライドが別途ある場合を含む。

10 審査

審査は「令和8年度自治体DXサポート強化業務審査委員会」(以下「委員会」という。)において行うものとし、その方法は原則として次のとおり実施する。

- (1) 審査方法

企画提案競技参加者による企画提案書を基にした対面形式でのプレゼンテーション及び質疑応答から企画提案書の内容確認を行い、最優秀の者を選定する。

(2) 日時：令和8年6月2日（火）

詳細な日時は、事務局から企画提案競技参加者に別途連絡する。

(3) プレゼンテーションによる企画提案内容の説明方法

説明時間は、一者20分以内、質疑15分程度とする。詳細は、事務局から企画提案競技参加者に別途、連絡する。

(4) 説明者

主たる説明者は当該業務の主任責任者とする。

(5) その他

プレゼンテーションの詳細は、事務局から企画提案競技参加者に別途、連絡する。

なお、プレゼンテーションは、WEB会議形式で実施する場合もある。

11 選定結果の通知

事務局から企画提案競技参加者に、電子メール及び書面により通知する。

12 契約の方法

(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

(2) 受託候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

13 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

14 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

(1) 参加する資格のない者又は上記5の要件を満たさなくなった者

(2) 参加申込書、企画提案書に虚偽の記載をした者

(3) 2件以上の企画提案をした者

(4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者

(5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者

(6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者

- (7) 2人以上の代理人をした者
- (8) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をした者

15 その他

- (1) 提案は1者1案とし、企画提案に係る費用は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 提案内容は可能な限り具体的に記載すること。
なお、提出された提案書及び資料は返却しない。また、提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 本委託業務による成果品については、必要に応じて公開するものとする。
- (5) 見積額については、県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (6) 参加申込書の提出後に、企画提案競技を辞退する場合は、辞退届（様式第3号）を持参又は送付により提出すること。企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。なお、今回の企画提案競技への参加辞退については、今後、宮崎県が実施する企画提案競技の審査に影響を及ぼすものではない。
- (7) 企画提案競技の内容に質問等がある場合は、様式第4号「質問書」を令和8年5月15日（金）午後5時までに下記の問い合わせ先に、電子メールにより送付すること。回答は原則として質問者に個別に行うが、必要に応じて県ホームページに掲載する。

16 書類提出及び問合せ先

- (1) 住 所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- (2) 担 当 宮崎県総合政策部デジタル推進課地域デジタル担当（担当：後藤）
- (3) 連絡先 電話:0985-26-7046
メールアドレス：digital-suishin@pref.miyazaki.lg.jp